

別表第 2

日本学術会議会長 殿

課題別委員会設置提案書

日本学術会議が科学に関する重要課題、緊急的な対処を必要とする課題について審議する必要があるので、日本学術会議の運営に関する内規第 11 条第 1 項の規定に基づき、以下の課題別委員会の設置を提案します。

1	委 員 会 名	科学者の行動規範に関する検討委員会
2	設 置 提 案 者	浅島 誠（科学者委員会委員長）
3	設 置 期 間	平成 17 年 10 月 27 日から平成 18 年 10 月 31 日まで
4	構 成 員 数	15 名以内
5	設置の必要性及び 審議事項	<p>(1) 委員会設置の必要性・期待される効果等</p> <p>第 19 期学術と社会常置委員会報告「科学におけるミスコンダクトの現状と対策 - 科学者コミュニティの自律に向けて -」は、科学者個人、研究機関・学会、研究資金提供機関に向けた提言を行うとともに、その実現に向けて日本学術会議において検討すべき事項を指摘した。</p> <p>また、科学技術は、人類に大きな恩恵を与えてきた一方、意図的であるか否かによらず環境や社会に脅威・危険をもたらすこともありうることから、科学者は科学技術の取り扱いに関し責任を負う。</p> <p>さらに、現代社会の科学者の役割として、1999 年に UNESCO と ICSU（国際科学会議）の共催による「世界科学会議」において、「社会における科学と社会のための科学」という考え方が打ち出されるなど、科学者がその社会的責任を果たすことが強く求められる時代となっている。</p> <p>日本学術会議としては、これらの第 19 期までの活動及び国際的動向を踏まえ、科学者の行動規範を作成する必要がある。</p> <p>(2) 審議事項</p> <p>日本学術会議は、科学者コミュニティを代表する立場から、科学者コミュニティの自律性・倫理性を強化、担保するために、学会、関係諸機関とも協力して、科学者の倫理性について検討し、科学者の行動規範、あるいは憲章を提示する。</p>

設置提案者は、会長、副会長、部長、既存の委員長又は 5 名以上の会員